

ミュージカル劇団A-ile賛助会規約

第1条「名称」 本会は、ミュージカル劇団A-ile賛助会という。

第2条「事務局」 事務局は会長宅に置く。

第3条「目的」 本会は、ミュージカル劇団A-ile(エールと称する)が、末永く活動を続けられるよう支援し、その発展に寄与することを目的とする。

第4条「事業」 本会は次の事業を行う。①エールの定期公演への物的、人的支援。②賛助会員に対し、エール定期公演のご案内。③その他、賛助会の目的達成のために必要な事業。

第5条「会員」 本会はエールの活動を理解し、その援助に志のある個人で組織する。

第6条「会費」 本会の会費は、1口2,000円とし、口数については会員の任意とする。

第7条「役員」 本会に次の役員を置く。①会長1名、副会長1名、会計1名、監査1名。②役員は会員の互選で決定し、再任は妨げない。

第8条「会計」 本会の経費は、会員の会費その他の収入をもってこれに充てる。会員募集は、毎年12月1日より11月30日までとし、賛助会員に対し、決算報告書を送付する。

付記 この規約は、平成23年12月1日より施行する。